

日野市一般廃棄物収集運搬許可第29号

一般廃棄物収集運搬業許可証

\*住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7  
\*氏名 株式会社遠藤商会  
代表取締役 遠藤 孝一  
〔 \*法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

第50条第1項

日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

の規定

第51条第1項

により、下記のとおり許可する。

令和4年4月1日

日野市長 大坪冬彦



複製  
記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物(A類)
- 2 事業の区分 収集及び運搬(保管・積替え及び積置きを除く)
- 3 運搬先 浅川清流環境組合  
バイオエナジー株式会社〔大田区〕  
ニューエナジーふじみ野株式会社
- 4 作業場所 日野市内
- 5 保管又は積替えを行う場合の廃棄物の種類 該当なし
- 6 許可の有効期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 7 許可の条件 (1) 廃棄物関係法令を遵守すること。  
(2) 市域外から排出された廃棄物を、処分又は積み替えをするために市域内に搬入してはならない。なお、浅川清流環境組合構成市の一般廃棄物収集運搬許可を取得している事業者が当該市から排出された廃棄物を荷降ろしの為に搬入する場合は除く。(3) 廃棄物を運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ(焼却不適ごみを含む。)を混載してはならない。  
(4) 資源化等により減量化に努めること。  
(5) 市の指示及び清掃指導員の指導に従うこと。

#### 事業遂行上の注意事項

##### 1 許可証の保管

この許可証は大切に保管し、いつでも提示できるようにしておくこと。万一き損したり紛失したときは、速やかに届け出ること。

##### 2 事業内容の変更

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類、収集・運搬の別の内容を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書により市長の許可を受けること。

(2) 住所、氏名、名称、役員、事務所・事業所の所在地、運搬先及び事業の用に供する運搬車その他たる施設の種類等を変更したときは、変更した日から10日以内に業の変更届により届け出ること。

##### 3 業の休止、廃止手続

業を休止し、又は廃止したときは、その休止又は廃止の日から10日以内に届け出ること。

##### 4 帳簿の記載義務

取り扱った年月日、量、収集運搬の方法等、事業の種類に応じて法律に定められた事項を帳簿に記載し、5年間保存すること。

##### 5 処理実績の報告

前年の4月1日から1年間の収集・運搬の事業に関する実績報告（一般廃棄物処理実績報告書）を毎年4月末日までに提出すること。

##### 6 許可の更新

事業を継続して行う場合は許可期間が満了する前に更新手続をすること。

※ 一般廃棄物の種類	
A類	紙くず、木くず、繊維くず、厨芥
B類	し尿、汚泥、ふん尿
C類	動物の死体

変更年月日 文書番号	件 名	変更内容	印
令和4年 10月7日 日環三第114号	住所変更	新:埼玉県入間市狭山台 三丁目2番地9 旧:埼玉県川越市大字下赤坂 627番地7	○印進呈 日野市長 専用印
年 月 日 号			
年 月 日 号			
年 月 日 号			

この許可について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に日野市長に對して審査請求することができます。（なお、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この許可については、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、日野市を被告として、（訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。